

職員の給与簿及び給与の支払監理に関する規則及び職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月25日

岩手県人事委員会

委員長 渡辺正和

岩手県人事委員会規則第33号

職員の給与簿及び給与の支払監理に関する規則及び職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

(職員の給与簿及び給与の支払監理に関する規則の一部改正)

第1条 職員の給与簿及び給与の支払監理に関する規則(昭和38年岩手県人事委員会規則第19号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第7条 勤務実績報告書には、給与支給権者が各職員につきその勤務を管理するため作成する記録(以下「出勤簿等」という。)及び勤務記録簿に基づいて次に掲げる事項を記入するものとする。 (1)～(6) [略] (7) <u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u> の計算上必要な事項	第7条 勤務実績報告書には、給与支給権者が各職員につきその勤務を管理するため作成する記録(以下「出勤簿等」という。)及び勤務記録簿に基づいて次に掲げる事項を記入するものとする。 (1)～(6) [略] (7) <u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u> の計算上必要な事項
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第2条 職員の給与の支給に関する規則(昭和38年岩手県人事委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章・第2章 [略] 第3章 給料以外の給与 第1節～第10節の2 [略] 第11節 定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び <u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u> (第28条) 第12節 [略] 第4章～第6章 [略] 附則 第11節 定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び <u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u> (定時制通信教育手当等の支給) 第28条 定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び <u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u> は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、その給与期間に係る分を次の給与期間	目次 第1章・第2章 [略] 第3章 給料以外の給与 第1節～第10節の2 [略] 第11節 定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び <u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u> (第28条) 第12節 [略] 第4章～第6章 [略] 附則 第11節 定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び <u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u> (定時制通信教育手当等の支給) 第28条 定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び <u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u> は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、その給与期間に係る分を次の給与期間

の給料の支給日に支給する。

2 [略]

の給料の支給日に支給する。

2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。